

【介護】介護職員処遇改善支援補助金
【障害】福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金
Q A 集

このQ A 集における略称	介護	障害
処遇改善補助金	介護職員処遇改善支援補助金	福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金
ベースアップ等加算	介護職員等ベースアップ支援加算	福祉・介護職員等ベースアップ支援加算

<対象事業所>

問1 ベースアップ等加算について、いつの時点で算定している必要があるか。

(答)

交付対象期間（令和6年2月～5月）の各月において算定している必要がある。

ただし、ベースアップ等加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和6年4月からベースアップ等加算を算定していれば、交付対象となる。（介護実施要綱4（1））

3月以降の新規開設事業所は、開設月から（間に合わない場合は、4月から）ベースアップ等加算を算定するなど要件を満たしていれば対象となる。（令和6年1月25日厚生労働省老人保健課、令和6年2月8日厚生労働省障害福祉課QA参照）

<全体のスケジュール>

問2 この補助金等の全体のスケジュールを教えてください。

(答)

国から示されているスケジュールは以下のとおり。

- ・賃金改善開始（令和6年2月分から。3月分とまとめて行うことも可）
- ・計画書の提出（～4月30日）
- ・補助金等の交付決定（6月中）
- ・補助金等の支払（2～5月分：6月末予定、6月分：7月末予定）
- ・実績報告書の提出（提出時期は令和6年10月上旬ごろを予定。（決まり次第WAMネット京都府センターや京都府ホームページで周知。））

<計画書>

（計画書の作成）

問3 他府県にも事業所があるが、京都府にはどの様式で提出すればよいか。

(答)

できるだけ京都府HPに掲載している電子申請の方法により提出いただきたい。

困難な場合に限り、エクセル様式（京都府HPに掲載）を印刷し、郵送で提出いただくこともできる。

【介護のみ】

問4 京都市に住所を有する事業所で、総合事業の指定を京都市及び向日市から受けている。この場合、様式2-2の指定権者欄はどのように記載すべきか。

(答)

総合事業については京都府内の市町村による指定を受けていることが確認できればよい

ので、今回の場合、事業所所在地である京都市のみ記載いただきたい。(地域密着型サービスも同じ)

【介護のみ】

問5 処遇改善支援補助金計画書及び処遇改善支援補助金実績報告書において、介護サービスと介護予防サービスのいずれも提供している事業者が、処遇改善支援補助金計画書及び処遇改善支援補助金実績報告書に「サービス名」を記入する際、介護サービスと介護予防サービスを区別して記載することが必要か。

(答)

補助金の交付事務において、都道府県及び国保連合会が交付対象となる事業所やサービスを適切に特定した上で補助金額の算出等を行うため、介護サービスと介護予防サービスを区別して様式に記載することが必要となる。

例えば、短期入所生活介護サービス事業所と介護予防短期入所生活介護サービス事業所が同一の事業所番号で紐付いている場合、両事業所がともに介護職員処遇改善支援補助金を取得するためには、補助金 別紙様式 2-2「サービス名」の欄に、両事業所を区別し、2行に分けて記載すること。その際、両事業所の賃金改善の見込額を区別して記入することが難しい場合は、介護サービスに一括計上（介護予防サービスはゼロ又は空欄）とすることも可能であること。

問6 基本給等の引上げに係る要件については、「福祉・介護職員」と「その他の職員」のグループごとに満たす必要があるか。

(答)

賃金改善の対象とする職員全体で、令和6年4・5月分の補助金額の3分の2以上の基本給等の引上げを行っていただければ要件を満たす。

また、事業者が賃金改善の対象とする介護職員・その他の職員については、それぞれの区分毎に、賃金改善額の3分の2以上を基本給等に充てるよう努めること。(令和6年1月25日厚生労働省老人保健課、令和6年2月8日厚生労働省障害福祉課QA参照)

問7 処遇改善計画書の「賃金改善の見込額」には、(福祉・)介護職員処遇改善加算及び(福祉・)介護職員等特定処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額並びに各介護・障害福祉サービス事業所等の独自の賃金改善額を含む額を記載するのか。

また、処遇改善計画書の「3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて」の記入上の注意でいう「賃金総額」も同様か

(答)

そのとおり。(令和6年1月25日厚生労働省老人保健課、令和6年2月8日厚生労働省障害福祉課QA参照)

問8 前年度の福祉・介護職員等の賃金の総額は、前年度から事業所の福祉・介護職員等が入れ替わりや増員等があった場合、どのように考えればよいか。

(答)

処遇改善加算と同じ取扱いとなる。

処遇改善加算の相談も受けているエイデル研究所にご相談いただきたい。

株式会社エイデル研究所

【受付時間】 平日10時30分から16時30分

【電話番号】 075-253-0201

問9 計画書の作成にあたり、報酬額や単位数を確認しているが、支払額と一致しない。

(答)

こちらでは分かりかねるので、国保連へ確認いただきたい。

京都府国保連 介護保険課

【受付時間】 8:30～12:00 13:00～17:00

【電話番号】 075-354-9050

問10 補助金等が当初予定していた金額から下回ったり、上回ったりした場合どうすればいいか。

(答)

下回る場合、特段の手続きは不要であり、交付決定の後、補助金等が支払われるので、最後に通常どおり実績報告書を提出いただければよい。

交付決定額そのままの金額を交付するのではなく、実際の交付額は毎月のサービス提供に係る報酬に交付率を乗じた金額となる。

計画書記載の補助金等の交付見込額、交付決定額、実際の補助金等の交付額、賃金改善額は適宜確認いただき、想定されている賃金改善に係る計画と齟齬がないよう、留意いただきたい。

補助金等が交付決定額を上回る見込みとなった場合は、補助金等は交付決定額を超えて支払いができないので、変更申請が必要になる。

問11 補助金等により賃金改善する必要があると思うが、補助金等を受ける前と比べて賃金が上昇していることをどのように確認されるのか。

(答)

令和4年の処遇改善支援補助金の計画書には、前年の賃金総額の記載欄があったが、今回は設けられていない。

計画書に、賃金改善の見込額を記載していただくとともに、「3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて」の欄で、申請者により令和6年2～5月の賃金総額（補助金分を除く）が、前年2～5月の賃金総額以上となることを誓約いただくことが補助要件となっている。

なお、後日提出いただく実績報告書では、これらの賃金総額を具体的に記載いただく必要がある。

(計画書の提出)

問12 加算の届出も同時に提出すればよいか。

(答)

加算に係る計画書と、補助金等に係る計画書は異なる。

加算は指定を受けている保健所又は京都市に、補助金等は電子申請で提出いただきたい。

問13 例えば、大阪府枚方市にある事業所が、京田辺市の被保険者にサービスを提供している場合、計画書はどこに提出するのか。

(答)

当該サービスに係る介護報酬の請求先の国保連が所在する都道府県に提出いただくことになる。

【介護】

問いの場合、広域型事業所・地域密着型事業所・総合事業（従前相当サービス）を提供する指定事業所であれば提出先は大阪府である。

基準該当事業所としての登録を枚方市と京田辺市から受けている場合の提出先は大阪府と京都府の両方。

【障害】

問いの場合、基準該当事業所としての登録を枚方市と京田辺市から受けている場合の提出先は大阪府と京都府の両方。

【障害のみ】

問 14 都道府県内に所在する障害児入所施設等において、他の措置権者による障害児施設措置費対象児童がいる場合、当該児童分の交付金に係る計画書の提出等はどのような整理となるか。

(答)

以下のような整理により対応することとなる。(令和4年2月2日厚生労働省障害福祉課QAを改変)

※措置権者の都道府県に提出

施設所在地	障害児者の措置権者	計画書の提出先	支払
京都府	京都府	京都府	京都府
京都府	京都市	京都府	京都府
京都府	大阪府	大阪府	大阪府
京都府	大阪市	大阪府	大阪府
大阪府	京都府	京都府	京都府

<補助金・交付金支払>

(支払時期)

問 15 補助金等はいつ払われるのか。

(答)

スケジュールは以下のとおり。

基本的には、給付費と同じように、2か月遅れで支払われる。

※通常通り、サービス提供の翌月に国保連へ給付費を請求した場合を想定

サービス提供月	補助金等の支払
2月、3月、4月	6月
5月	7月

(支払口座)

問 16 債権譲渡している事業所の振込口座はどこになるか。

(答)

債権譲渡先の口座には振り込めないので、同一法人内の債権譲渡を行っていない事業所の介護給付費等の振込先口座または申請フォーム（または計画書）に記載された介護サービス事業所等の口座に振り込む。(令和6年1月25日厚生労働省老人保健課、令和6年2月8日厚生労働省障害福祉課QA)

(請求遅れ)

問 17 給付費の請求が遅れた場合はどうなるか。

(答) 国実施要綱で、2か月遅れまで対応することされている。

<賃金改善の方法等>

問 18 補助金等の配分方法を相談したい。

(答)

処遇改善加算の相談も受けているエイデル研究所にご相談いただきたい。
株式会社エイデル研究所

【受付時間】 平日10時30分から16時30分

【電話番号】 075-253-0201

問 19 「〇月分の賃金改善」というのは、「〇月に支払われる賃金を引き上げる」ということか。

(答)

賃金改善対象期間は、令和6年2月分から5月分までとしており、「〇月の労働に対する賃金を引き上げる」又は「〇月に支払われる賃金を引き上げる」のいずれの方法もとりうるものであるが、現行の処遇改善加算等と異なる取扱いとならないよう、各事業所において適切にご対応いただきたい。(令和6年1月25日厚生労働省老人保健課、令和6年2月8日厚生労働省障害福祉課QA参照)

例えば、加算を2か月遅れで支払っているのであれば、補助金等も2か月遅れで支払ってよい。

問 20 ベースアップとは何か。

(答)

「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の水準を、賃金表等の改定により一律に引き上げること。

決まって毎月支払われる手当には、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当を含むが、以下の諸手当は含まない。

- ・ 月ごとに支払われるか否かが変動するような手当
- ・ 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当等）(令和6年1月25日厚生労働省老人保健課、令和6年2月8日厚生労働省障害福祉課QA参照)

なお、毎月払われるのであれば、金額は変動しても構わない。

問 21 令和6年2月分から賃金改善を行うことが交付要件とされているが、令和6年2月分及び3月分の賃金改善は一時金で対応したとしても、4月分以降は毎月の基本給等の引上げが必要か。

(答)

補助金等は、賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、令和6年4・5月分の補助額の3分の2以上の賃金改善を、令和6年4・5月の基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下、「基本給等」という。）の引上げに充てることを交付要件としている。

そのため、令和6年2月分及び3月分の賃金改善は一時金で対応した場合であっても、令和6年4月分及び5月分は、基本給等による毎月の賃金改善を行うことが必要となる。

令和6年6月以降の処遇改善加算の加算率の引上げを見据え、賃金改善の方法としてはベースアップを基本とすること。(令和6年1月25日厚生労働省老人保健課、令和6年2月8日厚生労働省障害福祉課QA参照)

問 22 時給や日給を引き上げることは、ベースアップ等の引上げにあたるか。

(答)

基本給が時給制の職員についてその時給を引き上げることや、基本給が日給制の職員についてその日給を引き上げるとは、ベースアップ等の引上げに当たる。(令和6年1月25日厚生労働省老人保健課、令和6年2月8日厚生労働省障害福祉課QA参照)

問 23 令和6年2月及び3月に一時金で賃金改善を行った場合、同年4月及び5月の2か月間において基本給等に係る要件を満たしていればよいか。もしくは、同年2月から5月までの4か月間全体で当該要件を満たしている必要があるか。

(答)

補助金の交付対象期間が4か月間と短いことから、令和6年4・5月分の2か月間で、補助金額の3分の2以上の基本給等に引き上げを行っていただければ要件を満たす。(令和6年1月25日厚生労働省老人保健課、令和6年2月8日厚生労働省障害福祉課QA参照)

問 24 賃金改善実施期間における賃金改善額について、「当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる」とされているが、法定福利費等の事業主負担の増加分は、基本給等による賃金改善に含めてよいか。

(答)

法定福利費等の事業主負担の増加分については、基本給等による賃金改善には当たらないが、基本給等以外の分として賃金改善に含めることは可能である。(令和6年1月25日厚生労働省老人保健課、令和6年2月8日厚生労働省障害福祉課QA参照)

問 25 その他の職員の範囲は、事業所の判断で決められるのか。また、福祉・介護職員とその他の職員について、配分割合等のルールは設けられているか。

(答)

その他の職員の範囲は各事業所においてご判断いただきたい。また、法人本部の人事、事業部で働く者など、介護に従事していない職員については、補助金等の対象となる事業所における業務を行っているとは判断できる場合には、その他の職種に含めることができる。

なお、その他の職員に配分を行う場合は、介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを十分に踏まえた配分をお願いしたい。(令和6年1月25日厚生労働省老人保健課、令和6年2月8日厚生労働省障害福祉課QA参照)

補助金等の配分方法に関しては、エイデル研究所にご相談いただきたい。

株式会社エイデル研究所

【受付時間】 平日10時30分から16時30分

【電話番号】 075-253-0201

問 26 基本給や手当について、具体的な金額は就業規則に記載がなく、賃金規程もなく、労働契約書に記載されているが、就業規則の改正は必要か。

(答)

就業規則の改正は必須ではない。

ベースアップとしていくら賃上げするか、何らかの方法で決めていただきたい。

問 27 賃金改善額として、6千円や2%は目安か。

(答)

そのとおり。具体的な金額は事業所により異なる。

問 28 補助金等が終了する6月以降は加算となるか。

(答)

令和6年6月以降、これまでの処遇改善加算を一本化し、加算率を引き上げた新加算が創設されることになっている。

<実績報告書・変更申請>

(実績報告書)

問 29 実績報告書の提出時期はいつ頃を想定しているのか。

(答)

提出時期は令和6年10月上旬ごろを予定(決まり次第 WAM ネット京都府センターや京都府ホームページで周知)

<更新履歷>